

教育・保育の確保方策について(基本的な考え方)

- 社会資源の有効活用や潜在的な保育ニーズへの迅速かつ柔軟な対応を図るため、施設の新設よりも、既存施設の認可定員の拡大や分園・増築を進めていく。
- 3号認定の保育ニーズについては、0～2歳児のみを対象とする地域型保育事業よりも、就学前までの間、継続的に利用できる施設が望ましいと考えられることから、教育・保育施設での対応を優先する。
- さらに、不足する場合は、地域型保育事業により対応することを基本とするが、この場合、保育の従事者が全員保育士である小規模保育事業(A型)を優先する。

確保の優先順位

優先
順位

- ① 保育所の認可定員枠（＝利用定員）の拡大 ※既に実施中
- ② 既存保育所の分園又は増築
- ③ 保育所の新設
- ④ 幼稚園から認定こども園への移行による定員の確保
- ⑤ 既存の認可外保育施設・事業所内保育施設の活用（認可化）
- ⑥ 地域型保育施設（小規模保育事業A型）の新設

教育・保育提供区域において、供給を確保できない区域については、区域の実情に応じて、左記の確保方策を講じる。